



しあわせ便り

第33号

しあわせ創研が「長島町の皆様だけ」に、しあわせをお届けします。

発行者：しあわせ創研(社会保険労務士事務所)
社会保険労務士 門元 隆臣
携帯電話：090-5249-4848

鹿児島県出水郡長島町蔵之元230番地 〒899-1301

Fax/Tel: 0996-88-5326

Mail: info@shiwase-ci.com

WebPage URL: http://shiwase-ci.com/

スマホ登録
QRコード



～ご相談はご連絡いただければ当方が伺います～

しあわせ便りは一人の社会保険労務士、門元隆臣の個人的見解を発信しているものであり、他の社労士諸氏にはまた別の考え方もある旨ご承知おきください。

◆気になるあれこれ「申請主義のあれこれ Part3」

新年をお慶び申し上げます。本年もよろしくお願いたします。
さて、65歳前に受けられる特別支給の老齢厚生年金の深掘りです。
これは昭和61年の年金制度改定で、老齢厚生年金の受給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられたときに、段階的に支給開始年齢を引き上げるための激変緩和措置として設けられたものです。受給要件は以下となっています。

- ①男性 昭和36年4月1日以前生まれ、女性 昭和41年4月1日以前生まれ。
*これ以後に生まれた方は、特別支給の老齢厚生年金は受けられません。ただし、老齢基礎年金の繰り上げ受給は可能です。
- ②老齢基礎年金の受給資格期間(10年)があること。
- ③厚生年金保険に1年以上加入していたこと。
- ④60歳以上であること。

受給開始年齢は以下のとおりです。

生年月日		特別支給の老齢厚生年金受給年齢					老齢年金
男性	女性	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以降
S16/4/2～ S18/4/1	S21/4/2～ S23/4/1	報酬比例部分					老齢厚生年金
		定額部分					老齢基礎年金
S18/4/2～ S20/4/1	S23/4/2～ S25/4/1	報酬比例部分					老齢厚生年金
		定額部分					老齢基礎年金
S20/4/2～ S22/4/1	S25/4/2～ S27/4/1	報酬比例部分					老齢厚生年金
		定額部分					老齢基礎年金
S22/4/2～ S24/4/1	S27/4/2～ S29/4/1	報酬比例部分					老齢厚生年金
		定額部分					老齢基礎年金
S24/4/2～ S28/4/1	S29/4/2～ S33/4/1	報酬比例部分					老齢厚生年金
		定額部分					老齢基礎年金
S28/4/2～ S30/4/1	S33/4/2～ S35/4/1	報酬比例部分					老齢厚生年金
		定額部分					老齢基礎年金
S30/4/2～ S32/4/1	S35/4/2～ S37/4/1	報酬比例部分					老齢厚生年金
		定額部分					老齢基礎年金
S32/4/2～ S34/4/1	S37/4/2～ S39/4/1	報酬比例部分					老齢厚生年金
		定額部分					老齢基礎年金
S34/4/2～ S36/4/1	S39/4/2～ S41/4/1	報酬比例部分					老齢厚生年金
		定額部分					老齢基礎年金
S36/4/2 以後生まれ	S41/4/2 以後生まれ	報酬比例部分					老齢厚生年金
		定額部分					老齢基礎年金

*60歳以後も被保険者で給与が一定額を超える場合支給調整され、遡及支給はされません。

*障害がある方、厚生年金の加入期間が44年(528月)以上の方は特例あり。

近年では受注要件を満たす方には案内がされますが、受給開始年齢を65歳と思い込み、申請をしていない方もおられるのではないのでしょうか。65歳以後でも遡及して支給申請はできるのですが、加給年金等の清算で減額になることもあります。ただし、遡及申請する場合、5年の消滅時効により請求できないことがあります。

このような申請主義の不利益を防ぐには、普段から官公署からの通知等には必ず目を通し、分からない場合は必ず問い合わせ、必要な申請は遅滞なく行うことが唯一の予防です。

2月の総務課ダイアリー

・2月10日…源泉所得税、市町村民税納付期限(1月中の支払給与分)

4コマまんが

行け、しあわせさん!!

Vol.33 しあわせな記憶

